


所管部課	都市建設部土木課		部長	直井 亨																						
件名	市道路線の変更について（市道第1566号線）																									
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項																						
関係事項	条例規則	道路法第10条第2項及び第3項																								
	部課機関																									
1. 要旨																										
<p>(1) 空堀川の河川用地買収前は、市道第1566号線終点部分に私有地（芋窪5丁目1167番1）が接していたが、用地買収により土地を分割したために1167番6の私有地が接道しなくなった。</p> <p>このことから市道第1566号線（幅員1.82m）を接道させることにより当該地の接道機能を補償するため、路線の変更を行うものである。</p> <p>道路法第10条第2項の規定に基づき路線を変更するため、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。</p>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th></th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>幅員 m</th> <th>延長 m</th> <th>路線変更区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市道 第1566号線</td> <td style="text-align: center;">旧</td> <td>東大和市芋窪 5丁目1162番5先</td> <td>東大和市芋窪 5丁目1165番5先</td> <td style="text-align: center;">1.82～ 6.00</td> <td style="text-align: center;">81.76</td> <td style="text-align: center;">増延長 6.68m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新</td> <td>東大和市芋窪 5丁目1162番5先</td> <td>東大和市芋窪 5丁目1167番6先</td> <td style="text-align: center;">1.82～ 6.00</td> <td style="text-align: center;">88.44</td> <td style="text-align: center;">増面積 12.15 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>							路線名		起点	終点	幅員 m	延長 m	路線変更区間	市道 第1566号線	旧	東大和市芋窪 5丁目1162番5先	東大和市芋窪 5丁目1165番5先	1.82～ 6.00	81.76	増延長 6.68m	新	東大和市芋窪 5丁目1162番5先	東大和市芋窪 5丁目1167番6先	1.82～ 6.00	88.44	増面積 12.15 m <sup>2</sup>
路線名		起点	終点	幅員 m	延長 m	路線変更区間																				
市道 第1566号線	旧	東大和市芋窪 5丁目1162番5先	東大和市芋窪 5丁目1165番5先	1.82～ 6.00	81.76	増延長 6.68m																				
	新	東大和市芋窪 5丁目1162番5先	東大和市芋窪 5丁目1167番6先	1.82～ 6.00	88.44	増面積 12.15 m <sup>2</sup>																				
<p>当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第4条第1項第3号（路線の廃止条件）に適合する。</p>																										
<p>(2) 影響と効果</p> <p>路線を変更することで終点部分の私有地の接道機能を回復させることができ、適切な処理となる。</p>																										
2. 経過（現時点に至るまでの経過）																										
平成29年2月 西下砂橋及び管理用通路の完成																										
3. 留意事項（問題点等）																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線変更後に、橋りょう部分を幅員6mに区域変更する。（東京都が、位置指定道路の手続きを行っている。）</li> </ul>																										
4. 主管部処理案（検討結果等）																										
平成30年第3回市議会定例会に、議案を提出したい。																										
5. 審議結果																										

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。